

## はじめに

平成14年1月を底に拡大を続けていた景気が、平成18年11月に戦後最大の「いざなぎ景気」を超え、かつてない景気回復期間となった。

景気拡大の主因は、世界経済の好調に伴う輸出増（成長率10%）であるが、設備投資は5%、個人消費は1%の伸びに止まり、「実感なき景気回復」ともいわれる。

また、個人の所得についてはマイナス成長という状況下で、個人の債務整理に関する問題が表面化し、親が子の債務を肩代わりしたり、子が親の事業上の負債を承継するケースが多くなっている。

このような状況を踏まえ、親族間における債務引受けに伴う税務上の問題について検討を加える。

### 1. 親族間における債務引受けの一般原則

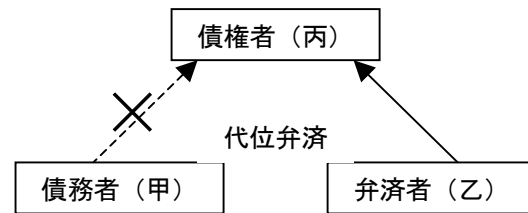
債務の肩代わりは、代位弁済、免責的債務引受け、重畳的債務引受けがあり、これらによって債務の弁済があった場合は、弁済者又は債務引受者は、債務者に対し求償権が発生する。

#### (1) 肩代わりの形態

##### ア、代位弁済

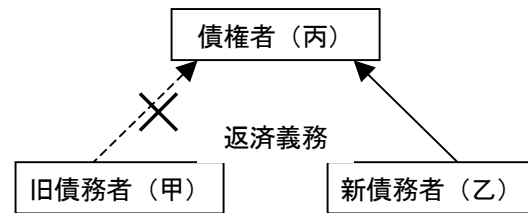
債務者（甲）以外の人（乙）が債権者（丙）に債務を弁済した場合（物上保証人が担保権の実行により債務を弁済した場合、保証債務を履行した場合）、弁済者は債務者に対

し求償権を取得するとともに、債権者の権利が弁済者に移転することになる。これを代位弁済という。



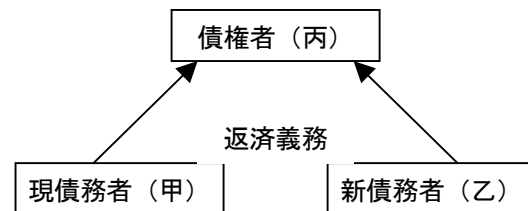
#### イ、免責的債務引受け

当初の債務者である甲（旧債務者）は債権者である丙に対する債務弁済が不要になり、一方で新たな債務者である乙（新債務者）は当初の債務者が債権者に対し有していた債務関係を、そのまま承継する。これを免責的債務引受けという。



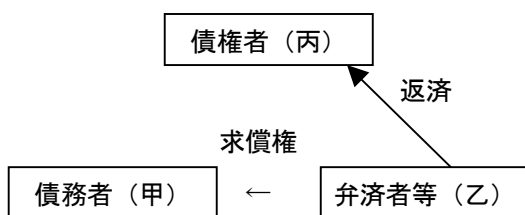
#### ウ、重畳的債務引受け

重畳的債務引受けとは、従前の債務者である甲（現債務者）と債権者である丙との関係は維持し、新たな債務者（乙）が加わることである。甲と乙が丙に対する債務関係を負うことになり、人的保証に近い性格を持つ。

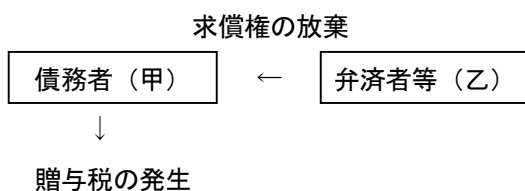


#### (2) 肩代わりをした場合の債務者の課税関係

代位弁済や債務引受けにより債務が弁済された場合、弁済者又は引受者（弁済者等）は、債務者に対し求償権を有する。



その後、債務者であった甲が弁済者又は引受者(乙)より求償権の放棄を受けた場合は、その放棄を受けた求償権相当額の経済的利益の贈与があったものとして、贈与税が発生する。



ただし、債務者が資力を喪失して債務の弁済が困難な場合、債務者の扶養義務者が債務の弁済又は引受けをしたときは、弁済の困難な金額については贈与税が発生しない(相法8)。

なお、扶養義務者以外の者が債務引受けをする場合は、債務者が資力喪失の状態であってもこの取扱いはないことに注意が必要である。

#### 参考 金融機関より債務免除を受けた場合

金融機関より債務免除を受けた場合、次のように取り扱われる(所基通 36-15、36-17、34-1 (5))。

ア、事業上の借入金に対する債務免除の場合

原則：事業所得の収入金額

例外：債務者が資力喪失して債務を弁済することが困難な場合は、収入金額に算入しない

イ、ア以外の場合

原則：一時所得の総収入金額

例外：債務者が資力喪失して債務を弁済することが困難な場合は、総収入金額に算入しない

(3) 肩代わりをした弁済者等の課税関係(保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の課税の特例)

保証債務の履行に伴い資産を譲渡した場合や物上保証による担保権の実行により代位弁済をした場合、債務者に対する求償権を行使することができないときは、その行使することのできない金額について、譲渡がなかったものとみなされる(所法 64 条 2 項)。

ア、保証債務の特例の適用がある場合

保証債務の特例は、次のすべての要件を満たす場合に適用がある。

- a) 譲渡代金の全部又は一部を保証債務の履行に充当していること
- b) 保証債務の履行に伴い発生した求償権の全部又は一部が行使不能であること
- c) b) による損失が事業所得などの必要経費に算入されていないこと

イ、保証債務の特例の適用がない場合

保証債務を履行するために資産の譲渡をした場合であっても、次のようなときは、この特例の適用はない。

a) すでに資力を喪失している状態で保証した場合

すでに資力を喪失している状態で保証した場合は、形式的には債務保証であっても、実質的には債務引受けと認められ、保証時から債務者に対する求償権を放棄していると考えられるため、この特例の適用はない。なお、長男の債務の弁済を4年間にわたり繰り返し行い、かつ、その求償権を放棄することは、長男に対する利益の供与(贈与)で

あり長男に弁済能力がないことを知りながら  
行っているためこの特例の適用はないとした  
裁判例がある（昭. 58. 6. 30 裁判例）。

#### **b) 抵当権付きで不動産を取得した第三取得 者が代位弁済した場合**

担保権の設定されている不動産の売買は、  
債権者の関与を要せず当事者の合意により  
取引が行われ、また抵当権の設定されている  
ことを考慮した価格により取引される。

従って第三取得者は、保証人や物上保証人  
と立場が異なるため、この特例の適用はない  
（東京地判平成. 5. 15）。

## **2. 債務者が資力を喪失している場合の立証**

資力を喪失している状態とは、債務超過の  
状態のように、社会通念上債務の支払不能（破  
産原因となる程度に至らないものを含む。）と  
認められる場合をいう（相基通 7-4）。

したがって、債務者の財産状態及び支払能  
力についての検討が必要となる。

### **(1) 財産状態の検討**

財産状態は、債務者の財産及び債務につい  
て棚卸しの後に、時価に換算して債務超過の  
度合いを検討する。

以下は、検討のための主要な必要資料であ  
る。

#### **ア、 不動産の場合**

- ・ 不動産登記簿（登記事項証明書）  
…所有権や抵当権などの確認
- ・ 名寄帳、固定資産税課税明細書、固定資  
産評価証明書  
…評価の参考資料

#### **イ、 金融資産の場合**

- ・ 残高証明書や取引報告書
- ・ 生命保険・損害保険の解約返戻金証明書

…評価の参考資料

#### **ウ、 債務の場合**

- ・ 金銭消費貸借契約書
- ・ 借入金の残高証明書  
…評価の参考資料
- ・ 賃貸不動産のある場合は賃貸借契約書  
…敷金、保証金の確認

### **(2) 支払能力の検討**

支払能力は、債務者の労務や信用を考慮す  
るが、客観的な観点からみる場合は債務者の  
収入から検討する。以下は、検討のための主  
要な必要資料である。

#### **ア、 給与所得者の場合**

- ・ 源泉徴収票（紛失の場合は再発行又は給  
与支払証明書の発行を依頼）

#### **イ、 事業所得者の場合**

- ・ 確定申告書の控え（紛失の場合は所得証  
明書、納税証明書を発行依頼）

## **3. 親族間における金銭貸借とその要件整備**

親族間における金銭消費貸借は、税務上、  
実質的な贈与と認定され借主に贈与税が課税  
されるケースがある。

贈与と認定されないためには、次の点に注  
意する必要がある。

### **(1) 金銭消費貸借契約書の作成**

金銭消費貸借契約書の作成に当たっては、  
貸付元金、弁済期、弁済方法、利息などを記  
載し当事者の署名押印の上、契約金額に応じ  
て印紙を貼付する。

### **(2) 返済能力の確認**

返済が「出世払い」や「ある時払いの催促な  
し」のような場合、実質的な贈与と認定されや  
すい。

毎回の弁済額が、借主の収入から返済可能

な金額であることと、返済資金の調達源泉が明確である必要がある。

また、返済に当たっては、銀行振込みなどで返済実績を残す必要がある。

### (3) 受取利息についての確定申告

金銭の貸付による利息は、事業から生じたもの以外は雑所得に該当するため、貸主が受取利息について確定申告する必要がある。

なお、無利息貸付の場合は、貸付けか実質的な贈与かの判定に留意する必要があるが、貸付けである場合は、その利息相当額の贈与があったものとして贈与税が発生する。なお、その金額が少額な場合又は課税上弊害のない場合は課税されない（相基通 9-10）。

## 4. 相続時精算課税制度の活用

前述したように親が子の債務引受け等を行う場合に贈与税の問題が生じる。以下、対応策として相続時精算課税制度他、税制上の特例措置の活用を考えてみる。

### (1) 相続時精算課税制度の概要

相続時精算課税制度は、生前の贈与財産を相続財産に加算し、相続時点で改めて相続税を課税する制度である。その場合、生前の納付済みの贈与税については算出された相続税から控除される。

#### ア、贈与税の計算のしかた

この制度の選択をした受贈者(子)は、贈与者(親)からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与税額を計算する。

贈与税額は、贈与財産の価額の合計額から非課税枠 2500 万円（特別控除・複数年にわたり利用可）を控除した後の金額に一律 20%の税率を乗じて算出する。これが大きな特徴となっている。なお、この制度を

選択した年以後については、暦年贈与で適用される基礎控除 110 万円の控除はできなくなる(相法 21 の 12, 21 の 13, 21 の 9)。

### イ、相続税額の計算

この制度の選択をした受贈者(子)は、贈与者(親)からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産を合算して現行と同様の課税方式(法定相続分による遺産取得課税方式)により計算した相続税額から、すでに支払ったこの制度に係る贈与税相当額を控除して納税する。その際、相続税額から控除しきれない場合には、その控除しきれない本制度に係る贈与税相当額の還付を受けることができる(相法 21 の 15, 21 の 16, 33 の 2)。

なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価（課税価格）となる（相法 21 の 10）。

### ウ、適用対象者

この制度の適用対象となる贈与者は、65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）である。養子も一親等の血族であるため推定相続人となる。また、その人数には制限はない（相法 21 の 9）。

### エ、適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数には、制限はない。

### (2) 住宅取得資金の贈与と相続時精算課税制度

相続時精算課税制度における住宅取得資金の贈与の場合、これらの資金の贈与については前述した本来の 2500 万円の非課税枠（特別控除）に 1000 万円を上乗せされ、非課税枠（特別控除）が 3500 万円となる。3500 万円を超える部分については一律 20%の贈

与税が課税される（措法 70 の 3 の 2）。

この制度は、第一に自己の居住の用に供する一定の家屋を取得する資金又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金の贈与を受ける場合に限られている。贈与できるのは金銭となる。第二に、65 歳未満の親からの贈与についても適用が可能となっており要件が緩和されている。この適用を一旦受けると、それ以降は 65 歳以上の親からの贈与と同じ扱いになる。つまり、贈与者の年齢制限はなくなり、仮に住宅取得資金として 1000 万円の贈与を受け、この制度の適用をしたとすれば、その後は残りの 2500 万円の非課税枠も使えることになる。2500 万円の非課税枠を使い切れれば 20%の税率で贈与税が課税される。

### (3) 親の債務引受け等と相続時精算課税の利用

#### ア、一般的なケース

子の事業上の借入金や住宅ローン債務を親が引き受ける場合、子が無資力の状態であれば子に贈与税は課税されないが、そうでない場合は贈与税の課税の問題が生じてしまう。贈与税は高率であるため、対応策として相続時精算課税制度を適用する。これにより 2500 万円までは非課税、それを超える部分は一律 20%の税負担ですむことになる。

#### イ、負担付贈与に相続時精算課税を適用

子が債務を抱えている場合、それを単純に親が引き受ける方法、資金援助として現金を渡す方法もあるが、親が貸ビル、アパート等の収益物件を所有しているのであればそれらを贈与し、それらの物件からの収益を基に子供が借入金を返済することも考

えられる。

また、これらの貸ビル、アパート等にひも付きの借入金があればそれも併せて贈与すればそれらの物件の時価（通常の取引価格）と引き継ぐ借入金との差額が贈与となるので贈与される全額は低く抑えられる。そしてそれらの贈与について相続時精算課税制度を適用する。なお、贈与物件について引き継ぐ借入金収益に比較し大きい場合は、子の負担がさらに増加してしまうため注意が必要である。

#### ウ、子の物件を売却し、さらに相続時精算課税を適用

子の所有物件を売却し、その代金を借入返済に充当する。そして不足する分について相続時精算課税制度の適用を受け、その資金で借入金の返済をする。

##### a) 売却物件が居住用財産で買換えする場合

現在、土地建物等を譲渡した場合、譲渡損失について他の所得との損益通算や翌年以降の繰越しは認められていない。ただ、居住用財産の譲渡損失があり買換えを行う場合には、一定の要件の下で、損益通算及び翌年以後 3 年内の各年分の総所得金額等から繰越控除が認められる（措法 41 の 5）。なお、買換えをする場合は、住宅のローン控除を適用できるケースもあり得る（措法 41）（別図 A）。

##### b) 売却物件が居住用財産で買換えしない場合

居住用の資産を譲渡した場合において、買換えを行わない場合でも譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について他の所得との損益通算及び翌年以後 3 年間の各年分の

総所得金額等から繰越控除が認められる。

ただ、買換えをする場合と異なるのは、「譲渡損失の金額」の内容で、買換えする場合に比べ制限（縮小）されている。ここで、「譲渡損失の金額」は、譲渡資産についての譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（その譲渡資産についての一定の住宅借入金等の金額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額が限度とされる。）となっている（措法 41 の 5 の 2）（別図 B）。

#### c) 売却物件が事業用資産で買換えする場合

銀行からの借入金等がかなり残っている場合でも、中古物件は建物の減価償却済額が大きく、結果として、売却したときに譲渡所得が発生するケースも考えられる。このような場合は、事業用資産の買換特例（措法 37）を適用し優良な資産に買い換えることも一法である。平成 19 年度税制改正で、この特例のうち最も使い勝手が良いとされていた 15 号買換えが、平成 20 年 12 月末まで 2 年間延長された。

### 5. 相続発生時の問題

相続時精算課税制度を利用して生前贈与を受けた場合、相続時には贈与財産も含めて相続税が精算される。そのために将来負担する相続税を考慮する必要がある。将来予測される相続税の負担を計算し、例えば、事前に契約者子、被保険者親、受取人子といった生命保険に加入し相続税相当部分を保険でカバーできるようにするといったことも一考である。

いずれにしても、相続が発生し今度は相続税の支払いに苦慮するといったことは避けなければならない。

#### <おわりに>

親族間における債務引受けにしても金銭の貸付けにしても、課税関係を決定する上で事実認定の範囲が広いと思われる。そのため、一連の行為内容を明らかにする証拠資料を極力揃える必要がある。

また、贈与と判断される場合には、課税上の優遇措置をうまく組み合わせて対応を図ることが望まれる。